

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和45年4月1日にA株式会社D支社に入社し、51年2月28日に同社C支社に転勤となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bからの回答及び同社から提出された在籍期間証明書並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和51年2月28日にA株式会社D支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支社における厚生年金保険被保険者原票の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、株式会社Bは当時の資料が残っていないため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月25日から同年4月1日まで
年金事務所から、同一企業内転勤事案の同僚対象者である旨のお知らせがあったが、申立期間について継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が年金事務所からの調査票に対して行った回答、同社が保管する社会保険番号控帳の記録、及び申立人の同僚に関する年金記録確認C地方第三者委員会等のあっせんによる記録訂正の内容から、申立人がA株式会社及び関連会社であるD株式会社に継続して勤務し（昭和48年4月1日にA株式会社からD株式会社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和41年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月25日から同年6月1日まで
年金記録では、有限会社Bから株式会社Aに異動した昭和41年5月
が厚生年金保険の未加入期間とされているが、勤務は継続していたので、
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Bの当時の経理担当者の証言並びに年金記録確認C地方第三者委員会及び年金記録確認D地方第三者委員会において記録訂正のあつせんがなされた複数の同僚の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人が有限会社B及び株式会社Aに継続して勤務し（昭和41年5月25日に有限会社Bから株式会社Aへ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける事業所別被保険者名簿の昭和41年6月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

株式会社Aから支給された賞与のうち、申立期間に係る賞与の支払記録が確認できないが、預金通帳の入金記録のとおり、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金の入金記録及びB健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

株式会社Aから支給された賞与のうち、申立期間に係る賞与の支払記録が確認できないが、口座に振り込まれたことを記憶しており、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の口座明細表の入金記録及びB健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

株式会社Aから支給された賞与のうち、申立期間に係る賞与の支払記録が確認できないが、預金通帳の入金記録のとおり、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の入金記録及びB健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における申立期間①の資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に、申立期間②の資格取得日に係る記録を40年1月20日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万4,000円、申立期間②の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月20日から同年4月1日まで
② 昭和40年1月20日から同年6月21日まで

私は、昭和35年5月から43年4月まで、C県D市にあったA株式会社に継続して勤務していた。申立期間①については、38年3月20日頃にE市にあったF事業所に異動し、申立期間②については、40年1月20日頃にF事業所から本社に異動したと記憶しているが、厚生年金保険の加入期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び申立期間当時にA株式会社本社から同社F事業所に異動したとしている複数の同僚の証言から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年3月20日にA株式会社本社から同社F事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A株式会社F事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和38年4月1日であるところ、複数の元同僚が、同社F事業所の立ち上げ準備期間については、同社本社が給与計算などを行っていた旨証言していることを踏まえると、申立人は、同社本社において厚生年金保険の被保

険者であったことが認められることから、申立人の同社本社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和38年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の記録及び申立期間当時の複数の同僚の証言から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和40年1月20日にA株式会社F事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和40年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和35年1月から平成8年1月まで株式会社Cに勤務し、昭和41年5月から43年5月までA株式会社に出向したが、年金記録では、出向直後の41年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険に未加入となっている。

出向期間中も継続して勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Cが保管する申立人に係る退職経歴台帳、同社の回答、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年5月1日に株式会社CからA株式会社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における事業所別被保険者名簿の昭和41年6月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、株式会社Bは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 26 日から 52 年 9 月 1 日まで
A 県 B 市にあった C 株式会社で勤務していた昭和 49 年 9 月 2 日から 52 年 8 月 31 日までの期間のうち、厚生年金保険被保険者期間が 49 年 9 月 2 日から同年 11 月 26 日までの 2 か月間のみであることに納得できない。勤務した 3 年間は給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立期間のうち昭和 49 年 11 月 26 日から 51 年 5 月 19 日までの期間について、申立人が C 株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C 株式会社は、昭和 49 年 11 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、昭和 49 年 11 月 26 日に C 株式会社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は、申立人を含め 19 人が確認できるところ、当該 19 人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失年月日はオンライン記録と一致している上、当該被保険者原票において、資格喪失日が遡及して訂正されているなどの不自然な箇所は見当たらない。

さらに、上記 19 人のうち 8 人は、申立人と同じく昭和 49 年 11 月 25 日に C 株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった以降も同社において雇用保険の被保険者期間が継続していることが確認できるが、当該 8 人のオンライン記録によると、このうちの 6 人は、同年 11 月 26 日に国民年

金の被保険者資格を取得している上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、同年 12 月 3 日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

加えて、申立人と同日に C 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者のうち、所在が確認できる 10 人に照会したところ、回答のあった 5 人のうち 2 人は、申立期間当時について、同社が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所ではなくなったため、個人で国民健康保険及び国民年金に加入したとしている。

その上、C 株式会社は、平成 24 年 6 月 * 日に破産手続が開始されており、その当時に事業主であった者に照会を行ったが回答が得られなかった上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。